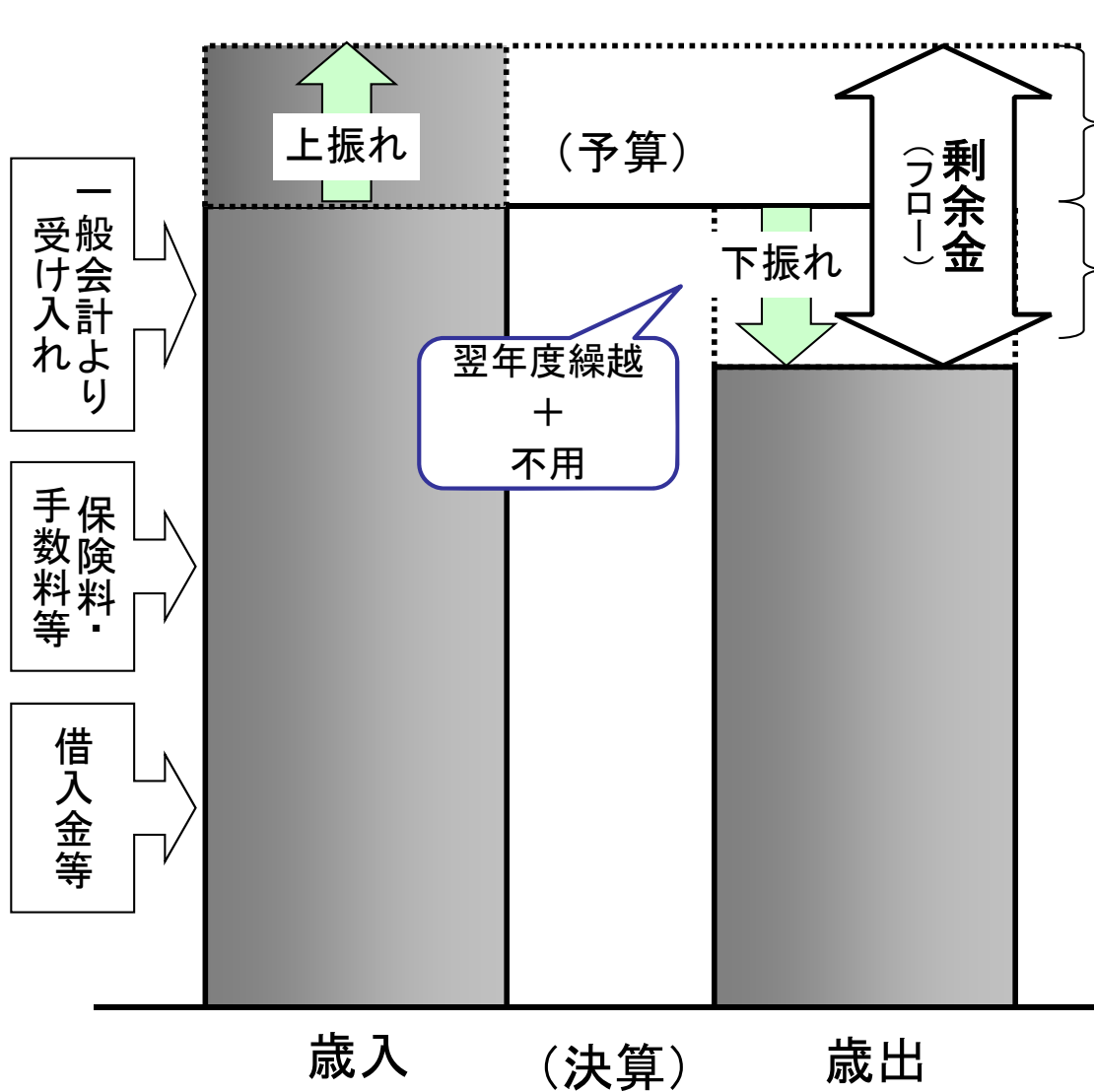


特別会計の決算上の剰余金

特別会計の決算上の剰余金とは、各特別会計における歳入歳出決算額の単純な差額(一般会計の純剰余金とは性質が異なる)。その処理については、「特別会計に関する法律」第8条等に規定されている。



①当該特別会計の積立金への積み立て等

剰余金等
(ストック)

②翌年度当該特別会計歳入への繰入れ

③一般会計への繰入れ

【特別会計に関する法律：第8条】
(剰余金の処理)

- 各特別会計における毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合において、当該剰余金から次章に定めるところにより ①当該特別会計の積立金として積み立てる金額及び資金に組み入れる金額 を控除してなお残余があるときは、これを ②当該特別会計の翌年度の歳入に繰り入れる ものとする。
- 前項の規定にかかわらず、同項の翌年度の歳入に繰り入れるものとされる金額の全部又は一部に相当する金額は、③予算で定めるところにより、一般会計の歳入に繰り入れることができる。

(参考) 一般会計の剰余金(財政法6条の純剰余金)

= 歳入歳出差額(歳入決算-歳出決算) - 翌年度への繰越額見合財源 - 地方交付税交付金等の使途確定財源